

上田雇い止め裁判、傍聴席が満席に

去る4月21日、上田雇い止め裁判の口頭弁論がひらかれました。

原告側は、原告の上田良子さん、JMIU安川合同支部副委員長の久保忠彦氏。被告側は行橋総務課長の玉口信之氏、本社労政・安全グループ課長の高松雄太氏が証言しました。

傍聴参加は原告側が45名以上、被告側から10名参加し傍聴席に入れられない人も出ました。

上田雇い止め裁判は、大きな争点として

- 1、上田さんに高年法が適用されるかどうか。安川のエルダースタッフ規定が適用されるかどうか。
- 2、不更新条項の契約は有効か無効かで争われています。

「契約書に期間の定めの記事がない」 上司が証言の中で認める

会社側は上田さんは嘱託・有期雇用だから高年法は適用されない。エルダースタッフ規定は安川の労働組合員だと主張してきました。

これに対して原告側弁護士から、入社時の契約書に期間の定めの記事がないことを示され、会社側証人は認めました。会社側の玉口証人は「嘱託の契約は最初、期間の定めのない契約であったが、途中から不備があるということで1年更新を会社が提示した」と証言。会社は定年退職2年前、上田さんに1年更新の契約書を押し付けてきたのです。上田さんは入社当時から正社員と同等の身分が付与されており、契約書には社員就業規則の遵守が強調されています。当然、定年退職後はエルダースタッフ規定で65歳まで雇用が保障されなくてはなりません。

エルダースタッフ規定だけ外すのは不自然 退職金異議申立に対する報復と証言

上田さんはフレックスタイム制の利用、リフレッシュ休暇・バースデイ休暇の使用などもしており、また社員移籍に関する覚書に基づいて安川情報システムに移籍し、定年前に安川電機に復帰しました。

60歳の定年退職時には社長の「感謝状」「記念品」が贈られていたことを証言しました。ところが会社は上田さんの雇い止めを正当化するために「定年ではなく契約期間満了、嘱託の継続雇用」と言い繕ってきたのです。

再雇用途中からエルダースタッフ規定が適用されないというのは不自然であり、労働審判で退職金に異議申し立てをした報復であると久保証人が主張しました。

不更新条項付きの 契約書押し付けは違法

上田さんを1年間だけ再雇用し、あとは契約しないことを明記した不更新条項付きの契約書を押し付けてきました。上田さんは「サインしなかったら即刻やめな」といけな。30年間はたらい回しお世話になった方々に挨拶もできない。頭の中は真っ白になりました。1年間だけの雇用を優先してサインしました」と証言しました。

裁判では契約書の内容に上田さんが「納得した・希望した」とまで書かれており、話し合いを拒否する被告の姿が明らかになりました。本人の真意を無視した契約書の押し付けは、働きたいという労働者の弱みに付け込んだ違法なものです。

いま急がれる公正判決 要請署名の取り組み

安川合同支部が不更新条項に同意したと被告は主張していますが、選択肢がない中で、やむを得ず1年間の雇用を認めたもので、契約書の文言・内容まで同意していません。被告が上田さんに無理やり契約書を押し付けサインさせたのです。サインしたということでは厳しい判断をされる可能性があります。上田さんが、期間の定めのない契約と同等であるとの見解が成立すれば、不更新条項付きの契約書押し付けは無効との判断がでる可能性があります。いずれにしても署名など運動の前進が今、問われています。

安川電機定時株主総会宣伝行動(6・18)報告

6月18日(木)安川電機株主総会の宣伝行動を行いました。安川電機は今年、創業100周年を迎えていて、新本社とロボット村「みらい館」をオープンしました。700名から800名の株主が集まり、安川電機OBもかなり見受けられ、総会とロボット村見学、懇親会などが開催されました。

株主総会に参加した上田さんは、社長に質問をして回答を求めました。宣伝行動にはJMIU安川合同支部をはじめ「上田さんを再雇用させる会」のメンバー12人が参加しました。

株主総会での上田さんの質問

世界に羽ばたく安川電機が法律を守れないのは恥ずかしい

「創立100周年お喜び申し上げます。そして増収増益、誠にありがとうございます。私は元インバータ工場生産技術課に勤務していた上田と申します。定年退職まで27年間と再雇用3年で30年間勤めてきました。社長には会う機会がないのでこの場をかりて社長にお尋ねします。

私は退職金を半分にされたり、63歳で雇い止めをされました。安川電機は高年齢者雇用安定法を守らないのですか。昭和58年入社の時、総務課長谷本様より、労働条件は社員と同じですと言われました。その言葉を信じて社員に恥じないよう、一生懸命業務に励んできました。私は年金満額開始が65歳です。それまで働きたいのです。65歳まで働きたいと言いつつ聞かされてもらえませんでした。働きたいと希望する人は再雇用すべきではないのでしょうか。

世界に羽ばたいている安川電機が法律も守れないようでは恥ずかしいことではないのでしょうか。社長の一言をお願いします」。

上田さんは、発言をすると野次や怒号が飛び交うかと覚悟したそうですが、場内は発言中シーンとしていてびっくりしたそうです。

社長は「ただいま係争中ですので、コメントは控えさせていただきます」と答弁しました。世界の安川を標榜してやまない社長の回答にしては逃げていると思われても仕方がありません。後ほど「社長は冷たいねー。従業員を大事にしないと駄目ですなー」

と励ましてくれた株主もいました。懇親会では積極的に「お世話になります」と知った人に声をかけましたが、ある役員からは「あんまりいじめないでくれ」と言われたそうです。

ロボット村は10人以上集まれば申込みをして見学できます。是非安川電機の「みらい館」などロボット村を見学して下さい。

お問合せ先 安川電機みらい館受付

093-645-7705



▲当日、黒崎駅陸橋でビラ配布する上田良子さん(右)と支援団体の戸田さん(左)と雪竹さん。

公正判決を求める署名にご協力ください。

現在の到達数・3250筆

戦争法案反対の市民集会に参加

安倍内閣の戦争法案反対で全国的に国民運動が巻き起こっています。

6月19日小倉北区勝山公園で、北九州市で初めて、市民集会が開かれ500名が参加。「戦争反対、平和を守れ」のシュプレヒコールをしながら小倉駅まで行進しました。

JMIU安川合同支部と安川OBの8名がプラカードやゼッケンをつけて参加しました。

今後の日程

6月29日(月) 上田再雇用裁判・結審

7月5日(日) 北九州母親大会

7月12日(日) JMIU定期大会

7月17日(金) 北九州争議団総会